

山形県水産振興条例（令和3年3月19日山形県条例第39号）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 振興計画（第7条）

第3章 水産振興に関する基本的施策（第8条―第18条）

第4章 推進体制等（第19条・第20条）

附則

本県は、名峰に数えられる秀麗な山々に囲まれ多様な水系を有している。母なる川「最上川」に代表される河川を通して日本海へと注ぐ壮大な水の循環は、最上川舟運、北前船など経済と文化の行き交う道として重要な役割を果たすとともに、美しい自然と豊かな資源を支え、多様な水産物を育んできた。

本県の水産業は、日本海の豊富な水産物の水揚げ点や清流を活かした良好な漁場及び養殖場を有し、県内各地のにぎわいを創出するなど地域産業の発展と振興に大きく貢献し、県民の豊かな食生活を支えてきた。さらには、漁村及び内水面漁業地域は、水産業の健全な発展の基盤であるとともに、様々なレクリエーションの場としても活用され、県民の健康で豊かな生活の実現に寄与してきた。

平成28年に本県で開催された第36回全国豊かな海づくり大会では「森と川から海へとつなぐ生命のリレー」をテーマとして、新たな決意を持って、豊かな海を育み、環境や生態系の保全に努めていくことが決議され、水産業に携わる者は、環境や生態系の保全の取組により豊かな海というかけがえのない財産を将来に引き継ぐ重要な責務があるとされた。

しかしながら、気候変動等による漁場環境の変化や水産資源の減少、漁業の担い手の減少等により、漁業とこれを支える地域を取り巻く環境は厳しさを増しており、本県の水産業の振興に向け、将来を見通した方向性を示す必要がある。

このような状況の下、本県の水産業を持続し成長する魅力ある産業にしていくとともに、漁村及び内水面漁業地域の振興を図るため、県、市町村、水産業者、県民等が一体となって取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本県の水産振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに水産業者及び県民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、水産振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本県の水産業の健全な発展並びに漁村及び内水面漁業地域の振興を図り、もって豊かな県民生活の実現及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「水産業」とは、漁業、水産加工業及び水産流通業をいう。

2 この条例において「内水面漁業地域」とは、内水面における漁業を内容とする団体漁業権（漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第7項に規定する団体漁業権をいう。）に係る漁場の属する地域をいう。

（基本理念）

第3条 本県の水産振興に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 本県の水産業が将来にわたって、水産物を持続的かつ安定的に供給するため、水産資源の保存及び管理並びに水産動植物の増殖及び養殖を推進すること。
- (2) 効率的かつ安定的な漁業経営を確立するため、漁業の担い手の育成及び確保を図るとともに、県産水産物の付加価値を高めること。
- (3) 県産水産物の消費を拡大するため、県内外に良質で安全な県産水産物を流通させるための体制の強化及び県産水産物の評価の向上に取り組むこと。
- (4) 漁村及び内水面漁業地域が水産業の健全な発展の基盤たる役割を果たすことができるよう、これらの地域の振興を図ること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水産振興に関する施策を策定し、及び総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町村、水産業者、県民その他関係機関による水産振興に関する取組の促進を図るため、市町村、水産業者、県民その他関係機関と連携し、及び必要な支援を行うものとする。

（水産業者の役割）

第5条 漁業者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、水産資源の保存及び管理並びに水産動植物の増殖及び養殖に主体的に取り組むことにより、安定的な漁業生産の維持増大に努めるものとする。

2 水産加工業及び水産流通業を営む者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、消費者に信頼される良質で安全な水産物の製造及び流通に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 水産業者は、水産物の評価の向上に主体的に取り組む、その事業を行うに当たっては、相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

（県民等の役割）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、水産業並びに漁村及び内水面漁業地域の果たす役割に対する理解を深め、水産動植物の生育環境の保全及び改善に資するよう、水質の保全及び森林の整備を図るための活動に参加し、並びに県産水産物の利用を推進するよう努めるものとする。

2 海域、河川等において遊漁その他の余暇活動を行う者及びこれに関連する事業を営む者は、その活動又は事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、漁業に支障を及ぼさないように、及び水質に影響を及ぼさないように努めるものとする。

第2章 振興計画

第7条 知事は、水産振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「振興計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、前項の規定により振興計画を定めようとするときは、県民の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項の規定により振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

第3章 水産振興に関する基本的施策

（水産資源の維持増大）

第8条 県は、水産資源の維持増大を図るため、漁業者と連携した水産資源の保存及び管理の推進、水産動物の種苗の生産及び放流の推進、水産動植物の養殖に関する技術開発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造）

第9条 県は、水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造を図るため、水質の保全及び森林の整備の推進、野生生物等による水産資源に対する被害を防止するための措置の実施に対する支援、藻場の造成の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（漁業の基盤の整備）

第10条 県は、県産水産物の安定的な供給に資するための漁業の基盤を整備するため、漁港施設（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設をいう。）の整備、漁場の整備及び開発、水産動植物の増殖及び養殖の用に供する施設の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（漁業の担い手の育成及び確保）

第11条 県は、漁業の担い手の育成及び確保を図るため、漁業技術の向上の促進、漁業の魅力の発信、漁業への就業を希望する者を円滑に受け入れることができる体制の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県産水産物の付加価値の向上）

第12条 県は、県産水産物の付加価値を高めるため、水産物の処理及び加工に関する技術の向上の促進、水産物の保蔵及び加工の用に供する施設の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（効率的かつ安定的な漁業経営の育成）

第13条 県は、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、漁船その他の施設の導入の促進、事業の共同化の推進、経営管理能力の向上の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県産水産物の流通の体制の強化及び評価の向上）

第14条 県は、県産水産物の流通の体制の強化及び評価の向上を図るため、流通の効率化及び高度化の促進、衛生管理の高度化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産水産物の率先利用等)

第 15 条 県は、県民並びに水産加工業及び水産流通業を営む者がその日常生活及び事業において県産水産物を率先して消費し、利用し、又は販売するようにするため、地産地消(県産水産物を県内で消費することをいう。)の取組の推進、県産水産物の販売先の開拓の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(漁村及び内水面漁業地域の振興)

第 16 条 県は、漁村及び内水面漁業地域の振興を図るため、水産業と観光業等との連携の促進、遊漁その他の余暇活動に関する情報提供、漁村及び内水面漁業地域に関する文化の継承の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(水産に関する調査及び技術の開発の推進)

第 17 条 県は、水産に関する調査及び技術の開発を推進するため、大学、高等学校、民間その他試験研究機関との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の促進)

第 18 条 県は、水産業並びに漁村及び内水面漁業地域の果たす役割に対する県民の理解の促進に資するため、水産業並びに漁村及び内水面漁業地域が有する水産物を安定的に供給する機能及び自然環境の保全等の多面にわたる機能の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 推進体制等

(推進体制の整備)

第 19 条 県は、国、市町村、水産業者、県民その他関係機関と連携して、水産振興に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 20 条 県は、水産振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている水産振興に関する計画であつて、振興計画に相当するものは、第 7 条第 1 項の規定により定められたものとみなす。